平成 20 年度第２回金沢市都市景観審議会

日時：平成20年12月25日（木）14:00～16:00

場所：金沢市役所７階全員協議会室

１．開会

２．局長あいさつ

３．会長あいさつ

４．議事

（１）沿道景観形成区域の指定について（審議事項）

（澁谷会長）　ただ今より会議に入らせていただきます。なお、本日の会議終了は午後４時ごろを予定いたしております。よろしくご協力を賜りますようお願いいたします。

それではお手元の次第に従いまして、最初に審議事項であります沿道景観形成区域の指定について、事務局から説明をしてください。

（事務局）　それでは沿道景観形成区域の指定についてということで、説明をさせていただきます。景観政策課の杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「１．沿道景観形成区域の指定について」ということで、お手元にパンフレットが３部あるかと思いますが、その中に「魅力ある美しい沿道景観の形成」という黄緑色のパンフレットがあるかと思います。これが「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」というものです。このたび、この条例に基づいて西インター大通りと諸江通りを、第１号の区域指定を行いたいということです。それではスライドの方で説明させていただきます。

沿道景観形成に向けた取り組みということで、紹介させていただきます。平成 13 年度沿道景観形成条例、今ほどの条例が制定されております。背景としましては幹線道路の沿線の大半が、景観関連条例の対象区域外でした。従って、幹線道路の良好な沿道景観を維持、改善していかなければいけないということが背景にあります。

それから平成 17 年度、この条例を受けまして沿道景観形成基本計画を策定しております。内容としては、路線を類型立てし、その類型別の基本方針を設定しております。都市の道、まちの道、歴史の道といったことで類型分けをしまして、おのおのの基本方針を策定して

おります。それから沿道景観構成要素、例えば建物、工作物、広告物、みどり、駐車場がありますが、沿道景観を形作る要素を挙げまして、その要素別の在り方についても検討しております。

次にモデル路線、モデル交差点の選定ということで、モデル路線については西インター大通り、諸江通りをこのときに選定しております。併せましてモデル交差点として兼六園交差点、それから有松交差点の二つをモデル交差点として選定しております。選定に当たりましては、金沢への導入路線であること、それから沿道景観の現状があまり良好ではない、あるいは今後損なわれる恐れがある路線。もう一つは地元の意識が高い路線という根拠で路線選定をしております。

続きまして 18 年度の取り組みですが、モデル路線の基準案の検討ということで、諸江通りと西インター大通りにつきましては、地元協議会が既に存在しておりまして、この地元協議会によるワークショップと沿道景観形成協議会による基準案の検討と、この両輪で進めておりました。まず地元組織によるワークショップですが、沿道景観に関する勉強会を行いまして、現地調査、それから沿道景観形成上の課題の整理を行って、方針の検討、あるいは区域・基準の検討を行ってまいりました。一方、沿道景観形成協議会の方では、ワークショップの結果を受けての課題を整理してきました。それからモデル路線、モデル交差点の方針、沿道景観形成方針を決めてきました。それから区域案、基準案の作成に至りました。

ここで、西インター大通り協議会、諸江通り景観形成協議会の２協議会について、簡単に紹介させていただきます。非常に両協議会とも、地元の士気が高いと申しますか、一生懸命活動しております。まず西インター大通り景観形成協議会は、発足が平成５年です。主な活動としては、通り沿線の落ち葉清掃を約 300 人規模で毎年行っております。それから花苗の植栽、街路樹の足元に花苗を植えて、通りを花いっぱいで飾ろうという行事も行っております。それから情報交換会や無電柱化の要望ということで、これは県道になるのですが、県に毎年要望をしてきて、増泉の交差点まではじきに完了するという状況です。

続いて諸江通り景観形成協議会ですが、発足は平成 17 年です。主な活動としては、花苗の植栽。プランターに花を植えまして、時々補植、植え替えをしているということです。それから定期的なニュースの配信ということで、ニュース配信の力をお借りして、沿道景観形成基準案につきまして、地元に配信してきたところです。それから景観に関する勉強会、沿道の清掃、草取り、それから交差点の街路樹の植栽といったことで活動しています。

右下の写真ですが、これは交差点部にモデル交差点として街路樹を植栽した写真です。

続きまして 19 年度（前年度）の取り組みですが、基準案の具体的な検証ということで、景観形成イメージのシミュレーションを行っております。屋外広告物を広告士会の協力で行っております。こういった結果を地元協議会に提示しまして、それを踏まえた屋外広告士会との意見交換を行ってきました。それから基準案を住民に配布し、意見を集約してきました。それから沿道景観形成ガイドライン案の作成ということで、お手元にある水色のものと黄緑色のもの、この二つのガイドラインの作成を 19 年度に行いました。

景観形成イメージシミュレーションということで、これは西インター大通りの状況ですが、現状では屋上広告物があります。これは現状の写真です。あるいは背の高い看板、色も派手な看板があります。こういったものを沿道景観形成基準に基づいて直していくことにより、こういった形で将来は直っていくだろうと。こういったシミュレーションを行っております。これが現在で、これが将来ということです。

続きまして、こちらは諸江通り、大型店舗の前ですが、屋外広告物が林立しているような状況です。必要以上に背の高いものもあります。こういったものを景観形成基準に基づきまして直していくということで、植栽も含めまして、こういった形になっていくだろうというシミュレーションをしております。こちらも諸江通りの一店舗ですが、背の高い、18ｍぐらいある屋外広告物や、あるいは壁面全体が広告になっているような状況、原色のボリュームが非常に多い状況ですが、これをシミュレーションしますと、こういう形になります。こういった案を地元の協議会に提示しながら、意見交換をしてきたわけです。

続きまして今年度（平成 20 年度）、今までかかってやっていたのですが、事業者、住民への周知ということで、町会長、住民、沿線事業者を対象に説明会を実施してまいりました。説明会は計 15 回行っております。それから沿道事業者に個別にガイドラインを配布しまして、説明をしてきたということです。西インター大通りにつきましては、250 店舗、諸江通りにつきましては 230 店舗、個別に説明をしてきました。

それから区域の指定までの流れということで、今後の流れですが、一番上の屋外広告物審議会に、基準について既に諮っております。それから先日、実は沿道景観形成協議会に最後の確認ということで、ガイドラインの内容について確認いたしました。そして本日、都市景観審議会に基準の内容についてお諮りしたいということです。ここで了解を得られますと、公告縦覧というオフィシャルな手続を踏みまして、告示という流れになってまいります。平成 21 年３月の予定です。

今までは形成に向けての取り組みということで説明をさせていただきましたが、続きましてガイドライン２冊ありますが、こちらの内容について説明をさせていただきます。まず水色の方、西インター大通り区域というものがあるかと思いますが、こちらの方から説明をさせていただきます。内容については似通っている部分があります。とは言いながら、地元の協議会が作って検討してきたということがありまして、若干表現や強さに違いがありますが、おおかた同じような基準になっています。それでは西インター大通り区域の方、１枚めくっていただきまして、左側に景観形成基準が表になっております。右ページにはその区域が示してあります。

区域は野町広小路の交差点から松島北の交差点ということで、西インターの北陸自動車道までの間、広小路から北陸自動車道ということで、延長 4.6㎞あります。この延長を沿道景観形成区域としたいということです。区域の幅としては、道路境界から両側 40 mの区域を区域の幅としたいということです。路線の特徴から大きく区間を四つに、１区間から４区間まで分けてあります。

左側、沿道景観形成基準が表になっていますが、この区域が告示となりますと、広告物や建物、工作物、植栽、駐車場の形質を変更するときに、金沢市に届出が必要となります。そして基準に合致した形での施工をしていただくことになります。まず景観形成基本方針ということで、区間の土地利用特性に応じた調和と統一感に配慮しながら、来訪者へのもてなしを演出し、金沢の顔となる風格ある沿道景観を創出する。区間は先ほど申し上げましたように４区間に分かれておりまして、北陸自動車道の西インターの方から市街地に近づくにつれて、最初は近代的な趣きから、街中の方は歴史的・文化的というようなことで、方針立てを変えています。

それでは建築物、工作物の方に入っていきます。形態・意匠としまして、上部の形態を整え、すっきりした沿道景観を創出する。奇抜なデザインではなくて、街並みと調和した形態・意匠とする。それから交差点に面する建築物については、見え方に配慮するといったことが書いてあります。それから壁面の位置ということで、具体的に数値で示しておりますが、１区間、２区間につきましては、道路境界線から１m以上後退するように努めるという書き方をしております。それから３区間、４区間につきましては、道路境界から１m以上後退するということで、ここは断定しています。次に色彩につきましては、茶やグレーなど落ち着いた色調を基本としたいということです。そのほかとして、敷地境界でのコンクリートブロックや金網の設置は、極力避けてもらい、できれば生垣、あるいは中高

木の植栽といったもので誘導していきたいと考えております。

続きまして、屋外広告物のルールですが、まず自家広告以外については、誘導を目的とするものに限ります。宣伝を目的とするものは駄目で、大通りから１本入った店舗などを想定しまして、こういった表記をしております。１敷地に１カ所まで、高さ４m以下ということです。それから屋上広告物については禁止します。独立広告物は１敷地に１カ所、必要最小限の駐車場誘導広告は除きます。上端高さ６m、１基５㎡、両面 10 ㎡、１敷地当たりの合計は 15 ㎡までとするということで決めてきました。検討をしてきました。そのほかとしまして、蛍光塗料、あるいは原色のみの面的使用、点滅照明、可変表示広告といったものは禁止にしたいという考えです。

続きまして植栽、みどりについてですが、建物については１m以上後退するということで、その後退したところに１本以上の中高木の植栽に努めるということで、運用をしていきたいと考えております。当然、この区域につきましては、非常に落ち葉清掃や飾花・緑化をしておりますが、こういったことも併せて日ごろからの維持管理に努めてもらいたいということも盛り込んでいます。

続きまして駐車場ですが、沿道に面する駐車場につきましては、見え方に配慮しまして、接道面付近の中高木や花木の植栽、外周生垣の緑化に努めるということで書いてあります。

その他として、土地の形質の変更を行うときには、周辺環境との調和に配慮してほしい。それから、物件のたい積を行う場合は緑化による目隠し、適正な維持管理を行うということです。それから屋外に設備機器を設置する場合は、道路から直接見えないように努める。これはエアコンの室外機等のことを指しております。それから屋外の照明につきましても言及しておりまして、これは別途金沢市の夜間景観形成条例というものがありまして、この基準に準ずるということを明記しております。

次のページをめくっていただきますと、先ほどのシミュレーションでも出てきた絵ですが、沿道景観形成というものを載せまして、先ほどの基準を簡単に書いております。ここで一つ、道路付帯施設というものがありまして、これはピンク色で囲んである部分ですが、道路管理者としても何らかの沿道景観への寄与をしていきたいということがありまして、道路管理者との調整の上、できることを示してあります。

次のページは基準につきまして、絵で分かりやすく示してあります。セットバックの話や、建物の形態、色彩、それから屋外広告物、みどりについてということで、図解で分かるようにしてあります。

最後のページになりますが、届けの流れ、それから行為に必要な書類の一覧があります。そのほか助成制度ということで、金沢市として、沿道景観の形成に寄与するために、助成制度、補助制度を設けたいということです。一つはセットバック部分の高木を含む緑化ということで、補助率が 70 ％の限度額 30 万円。それから屋外広告物の撤去ということで、補助率が 90 ％の限度額 100 万円と、これだけの補助金をお出ししたいという考えです。

続きまして、黄緑色の諸江通り区域の方を一緒に説明させていただきます。１枚めくっていただきますと、右側に諸江通りの区域が載っていますが、広岡１丁目の交差点から問屋町交差点ということで、延長 1.7㎞あります。先ほどと同じように、道路の端から両側 40 mが区域の幅ということになります。左側の景観形成基本方針ですが、方針立ても１区間と２区間、こちらの方で若干変えております。１区間につきましては、金沢の都心部への期待感を演出する近代的という言葉が入っております。それから２区間は、沿道景観の統一感を演出しながら、潤いと品格を感じさせる景観づくりということで、若干ですが方針立てを変えております。

中の基準案につきましては、ここに書いてあることはほぼ同じです。建物につきましても、やはり１m以上後退するというような表記があります。屋外広告物につきましても、数値基準は同じです。植栽については、諸江通り区域では当然、緑化に努めるということですが、こちらの方は民地の推奨木といいますか、推奨する樹種を決めておりまして、アラカシとマロニエを推奨する木として示しております。これは後のページで出てきます。

次のページにシミュレーションを載せています。規準を文字で簡単に書いてあります。西インター大通りと同様に道路、あるいは道路付帯施設につきましても、公の立場から寄与していきたいということで、項目を設けてあります。

次のページにまた図解で基準が出ておりますが、右下のみどりについてというところで、マロニエ、別名ベニバナトチノキ、それからアラカシという木を、この通りについては推奨して植えていきたいという考えです。

最後のページも西インターと同様、補助を設けております。

以上、沿道景観形成区域の指定について、説明を終わらせていただきます。

（澁谷会長）　ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、順次ご発言をお願いいたします。

（川上委員）　このガイドラインを決めているので、もう１歩進めるとしたら、屋外広告の場合は比較的更新期間が短いので、義務付けるわけにはまだいかないのですが、２年以内に努力するとか、そういうことをするべきだと思うのです。そういうことは議論されていますか。

（事務局）　地元協議会とお話をしながら決めてきたわけですが、川上委員がおっしゃいましたように、屋外広告についてはスパンが短いので、現行のものをとやかく言わなくても、更新時期が来れば届出が出て来るということで、そのときに基準に合致したものになるよう少し長い目でということです。現行のものまではやはり言うのは難しいということで、次の更新時にということで落ち着いています。

（川上委員）　せっかくこれだけ力を入れてやってきているので、一定の期間、現在だと協力を得て努力するということでしかないと思うのですが、２年程度で十分だと思いますが、２年とかで切って、ものによっては２年ではいかないかもしれませんが、そういうお願いをするとか、あるいは老朽化しているようなものについては勧告をお願いするか。何かそういうことまで踏み込んだ方が、屋外広告物についてはいいと思います。意見です。

（事務局）　今ほどの川上委員のご意見ですが、これはもし路線指定をされましたら、現況でも既存の不適格のものを十分調査した上で、やはり指定された以上は、行政が積極的にお願いに行くということもしたいと思っております。そういう経過措置の期間もございますが、それ以上にやはり区域指定に基づく、より沿道景観の向上を図っていくように努めたいと考えております。

（委員Ａ）　少し具体的なことをお伺いしたいのですが、みどりに関して、セットバックした空間に植栽等を行い、みどりを創出していきましょうということですが、これはセットバックした、もともとの土地の持ち主だった方が植栽をして、メンテナンスもするということなのでしょうか。ここでは何か一定ルールが作られているようで、例えば連続的に植栽といったときには、お隣とかそのお隣とか、連携しないとできないことになるわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

（事務局）　セットバックの趣旨としましては、歩道もありますが、少し余裕のある空間を設けたいということで、セットバックということが両区域とも出てきたということです。それからそこに植栽をするということですが、これもあくまでその地権者が植栽をするという考えです。そして、みどりの線をつなぐことによって、時間はかかるけれども沿道景観が良くなっていくということです。

（委員Ｂ）　屋外広告や建物の形態、色彩、植栽など、総合的に見て沿道景観を形成しようということだと思うのですが、今までの景観審議会の仕組みですと、例えば新しい建物の形態というのは、建築審査をやったときに、建物部会で審議するとか、あるいは屋外広告の場合は広告部会などで審議しているわけですが、こういう沿道景観になると、それを全部並べて総合的に判断しなければいけないと思うのです。そのときに、今やっている部会のことに関する相互の連携といいのでしょうか、そこの関係の仕組み作りをうまく考えていかないと、機能しないと思うのです。その辺の仕掛けはどう考えておられますか。

（事務局）　基準に合致しないような届出が出た場合には、当然、何らかの機関で審議をして、ある程度誘導していかなければいけないと思うのですが、現在考えておりますのは、建物については建物部会、あるいは広告につきましては広告審査会ということになろうかと思います。その中で総合的に判断しなければいけないような事例があった場合には、その建物部会なり広告審査会なりに、例えば広告の方に建物の方が少し入っていただくとか、そういったことで対応していきたいと考えています。基本的には既存の部会でジャッジするような仕組みで考えております。

（委員Ｂ）　分かりました。ただ、そういうことを問題にしなければいけない事例が起こってきたときに、そうするというお話でしたが、道路景観というのはいつも一つのコンテクストなのです。文脈があってその中でどうするかという話だから、何か起こったら必ずその文脈の中で１回検討しなければいけないということがあると思うので、やはり相互の部会の協力というものをぜひ早々にやっていただければと思います。

（事務局）　分かりました。ありがとうございます。

（委員Ｃ）　２点あります。まず１点目は、植物、みどりを入れるということですが、ここに何か季節感とかそういう言葉を入れていただきたいのです。季節感が感じられるとか、やはりそういう雰囲気があった方がいいのではないかと思います。それから、それに関連して、まちの方も季節感に相当する、「晴れと褻（け）」というのがあって、お祭りとかはどういうふうになるのか。この辺の沿道はお祭りがあるのかどうか分かりませんが、商店街がいろいろ広告とかネオンサインを飾るのは、やはり晴れの雰囲気を出したいということがあると思うのです。

それは店の中でやってくださいということになると思いますが、通りとしては、そういう意味ではお祭りとか、日本の晴れというのは季節感ともかかわります。そういうものの演出みたいなものを、少し含められないのだろうかという感じがします。そういう意味で、この通り沿いにそういうお祭りとか行事があまりないのか。あるのであれば、そういうときは少し色を使うというか、何かそのお祭りだという雰囲気が出てもいいような感じもします。やはり商店街ですから何か活気を出したいということが背景にはあるのだと思うのですが、それを何らかの形で表現するようなものもあってもいいのではないかという感じはします。これだけですと、ある一つの色で統一してしまうというか、もう少しリズムというか、晴れと褻といいますが、そういうものもある程度含めた形でやった方が、ふくらみが出るのではないかという感じがします。一方的な規制だけということではなくて。

植物もそういう意味で、ここにマロニエとかアラカシとか挙がっていますが、そういう意味で季節感が表れるような植物とか、そういうものを。大きい木についてはいいのですが、足元の根元の所について、どんな配慮をするのか、そういう細かいことについても考えられた方がいいような感じはします。地元の人とよく協議をして、維持管理もありますから、そういう中でもう少しきめ細かい対応が必要ではないかという印象を持ちました。

（事務局）　植栽につきましては、例えば諸江通りにつきましては、両方とも常緑の木ですが、例えば本当は高木についても、落葉するものもあれば、紅葉するものもあればということなのしょうが、高木につきましては地元の方で決めている経緯もありますので、今ほどおっしゃったように、低木で少しそういうような感じが出せるようなものということも地元協議会の方に伝えていきたいと思います。

それから晴れの空間、褻の空間ということですが、これについても非常に、この地域に古くからの祭りが、私の知る限りないのですが、商店街の行事は毎年やっておりますので、

そういうお祭り的なものはやっておりますので、そういったものとからめて二つの空間を表現できるものがあるのかということも含めて、地元の協議会とも相談したいと思います。

（竹村委員）　助成制度について教えていただきたいのですが、最後のところに、セットバック部分の緑化とか、屋外広告物の撤去について補助 70 %とか 90 %とか、いろいろ書いてありますね。これのマネジメントの仕方といいますか、協議会などは二つともしっかりとした組織があるそうですが、個人個人でぽっと出たときにこうやるのか。それとも、ある程度協議会として地域全体としてこんなふうにやっていこうというようなマネジメントがあった上で、少し計画的にやっていくとか。できれば後者の方がいいと思うのですが、その辺はどういうやり方を行われていますか。同じ行政として興味があるので、よろしくお願いします。

（事務局）　緑化の助成制度ですが、例えば諸江通り協議会につきましては、やはりこの辺に緑化したいという思いもありまして、今、竹村委員が言われたように、少し計画的な思いがあるようです。行政としてもそういう効果の現れるような緑化を推進していきたいと思っております。西インター大通りにつきましても、区域は 4.6㎞ですから少し長いのですが、どの辺を集中的にやるのか協議会と十分詰めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

（小作委員）　屋外広告の総量規制をされていますが、この件について少しご質問させていただきたいと思います。街並みにマッチした、調和したサインであったり、良好なサインであるならば、その総量規制の中に当てはまらなくてもいいのではないかと思いましたので、ご質問させてもらいます。

（事務局）　確かに小作委員がおっしゃいましたように、成熟したものになってくれば、全部数字で縛るというのはどうかということでしょうが、第１段階としては、総量は 15 平米ということで決めておきたいという気持ちが事務局としてはあります。今後、成熟してきて、すべてが景観としてそろってきたということになってくれば、そういったいいものにつきましては、少し数字を超えてもいいかもしれません。ただ、そうなったときに、いいものか悪いものかという判断もまた難しいかと思うのですが、そういったことも考えて

いければと思います。現段階におきましては、総量規制 15 平米ということで、まずはこれを守っていただくという考えで、事務局としては思っております。

（田中委員）　一つの検討事項ですが、建物について形態・色彩という項目があるのですが、建物に関して高さ制限や色の制限は、金沢において非常によく分かりやすいところです。もう一つ、新しい都市空間を創造するのだというところに関しては、もっといろいろな意味で積極的であっていいのではないかと感じます。金沢というのは非常に異質にして調和しているというか、一つではなくて、犀川があって浅野川があったり、何か異質だけれども調和している。調和していなければいけないわけですから、文章的なことを言っているのではないのですが、金沢発の商業建築とか、建築に関してはもっともっと新しい試みを引き出すような方向があってもいいのではないか。

その中にかなり工芸的なこととか、水とか、みどりなども含めた、特にエコ的な建築も多いと思うのです。エコ的な建築や何かを含めてのことなのですが、単に奇抜な形をという意味合いではなくて、もっともっと日本を代表する沿線または商業地域や何かで、建築物の試みがあってもいいのではないかと思います。そういう意味で量、サイズに合わせていくことが重要ではなくて、やはり調和という部分は大事と感じる。伝統地域に関しては、非常に素晴らしくきちっと守られているのですが、新しい創造というのがパリやニューヨーク、ヨーロッパなどと比較すると、少ないのではないかというところがあります。そういうところも捉えながら、でも調和ということは大事なのだというふうにしていくといいと思うのですが。

（委員Ｂ）　今の田中先生のお話ですが、私が先ほど連携が大事だと言ったのはそのことなので、実は基本的に新しい建物が出てくると、建物部会で一応審議することになっているわけです。そこでいつも審議して、山岸委員も同じ建物部会におられてやっているわけですが、そのときにはそういう視点で、必ずしも新しい形とデザインが出てきても、それを完全に否定するわけではなくて、全体の調和において見ていこうということは、例えば近代的都市景観創出区域など指定してあるので、そういう区域ではいつもやっているわけです。

しかし、例えば歴史的な空間があって、その中にそういう近代的なものを作られるときがあって、そのときに何でもやみくもに、そういうものに統一してしまえという観点は、

建物部会ではとっていなくて、ケース・バイ・ケースで判断していくわけです。しかし今、基準として奇抜な形とか色彩を制限するといっても、ケース・バイ・ケースでそれは非常に多岐に渡るわけです。そのときに、判断の基準がぶれないようにとか、あるいは今までの統一的なものと調和をとっていくようにという点からも、各部会の連携が大事です。ですからもっと総合的に見ていく方がいいのではないかということを申し上げたいのです。

（島崎委員）　建物の壁面の色の規制という問題ですが、これは全国展開の企業がありますね。その全国展開で、うちの企業はこういう色で統一しているのだということで、その色に固執された場合に、この規制をどういう具合に考えておられるのか。名前を出したら多少問題があるかもしれませんが、ユニーからアピタに変わるときに、あれよあれよという間に黄色になったのです。私もあの近くに住んでいるのですが、みんな「どうしてあんな黄色にするんだ」という話が出たのです。そうしたらアピタは実は全部黄色で全国統一をやっているという話で、住民、周りの人は皆納得したという経過があるのですが、その辺はどうですか。

（事務局）　確かに企業のカラーがどうしても屋外広告には出てくるのですが、当課としても、そういった案件を常にかかえて協議をしながら原色のボリュームを少しでも落としていただくということで、お話をさせていただいているのが現状です。そういったところで、賛同していただいて、それが逆に企業の環境への配慮ということで、企業イメージを上げるというとらえ方をしていただける業者もいらっしゃいます。

（事務局）　先ほどアピタの話がありましたが、アピタも白山市のものと金沢市のものを比べていただきますと、金沢の方が黄色が少なめになっていると思います。実際はこういうことをお願いしているのが現状です。後から景観計画の方の説明の際に、配慮をしていただいた事例ということで、野々市と金沢の家電量販店の事例をご紹介する予定でいたので、口頭で説明させていただきます。実は、野々市８号線沿いにある家電量販店が駅西に出店される際に、屋上の広告をやめていただいたり、壁面の黄色をやめていただいたりしております。これも私たちの方でお願いをしてそうなったものです。そういう地道なことをさせていただいているのが現状ですので、よろしくお願いしたいと思います。

（事務局）　今ほどの屋外広告の広告物について、届出が出てきた際には、やはり一義的には企業のカラーはどうしてもどこかで置かなければいけないと思うのですが、そのボリュームを抑えていただくなりの誘導を図っていきたいと考えております。

（竹村委員）　今のお話を少し補足させていただきますと、県庁の横にあるヤマダ電機さん。あそこがやはり上が緑と黄色、レモンイエローのコーポレートカラーだということだったのですが、やはり駅西は金沢の副都心だということで、何回も何回も話をしまして、最終的にはレモンイエローが少しベージュのような白っぽい、落ち着いた色にしていただきました。これは大桑の方もそうなりました。実は七尾とか輪島とか、今の野々市の方は、やはりかなり壁面としては小さく、ガラスが多くなりましたが、黄色は全体にある。

先般、かほく市にもヤマダ電機ができて、それも結構行っていまして、これは私どもに情報が入ってきましたので、それで新しい基準に合うようにお願いしました。どういう基準かというと、そういうアクセントカラーの明度・彩度についてかなり厳しいものがありますので、それを超えるものについては５分の１までということで、かなりやり取りをして、「金沢でこういういい事例があるから、これは誰もヤマダさんと間違える人はいないから」ということで、今話があったように「企業のイメージアップにもつながりますよ」ということでやり取りしました。

結局５分の１の帯でやりまして、関東の方でもそういうコーポレートカラーを維持しながらも、周りに配慮するというふうに落ち着いた事例もあります。そういうことでやはりこれが金沢とか、あるいは京都とか、ここへ行ったらこういうふうに色を配慮しないと認めてくれないというところが、都市の格というところも高めて、相乗効果になっていくのではないかと思っております。やはり行政の粘り強い取り組みで頑張っていただきたいと思っています。以上です。

（事務局）　単に規制上の誘導ということではなくて、今もありましたが、広告物などについては、より良く景観に配慮していただいたものには報奨制度がありまして、そういう賞を与えて表彰していくというプラスアルファの形で誘導していくことも考えております。最近はそういった事例も増えておりまして、全国展開している会社、事業者の方であっても、結構最近ではあえてコーポレートカラーを変えて、差別化を図って営業展開をすると

いう事業者も増えてきておりますので、そういったこともより理解していただきながら、進めていきたいと思っております。

（事務局）　嶋崎委員のご質問に少しだけ補足させていただきますと、無量寺の方にも店舗を出されるときに、山岸委員にもご相談させていただきながら色を決めまして、今あるところはどうなのだというお話もさせていただいて、次回は、またきちんと検討したいというようなお話も頂戴しておりますので、補足ということで報告させていただきます。

（委員Ｅ）　今、嶋崎先生のおっしゃったお話は、ものすごく大事なお話なのです。それでラッピングバスでは、今１台走り出しましたが、天下のコカ・コーラが赤いバスを金沢で走らせるのはお止めになったのです。白地に赤も、いわゆるブランドの真っ赤よりは少し抑えて、デザインは東京でやってこられたようですが、大変きれいなデザインです。いろいろな方の話を聞いていたら、１台コカ・コーラのラッピングバスが走り出したのですが、若い人に人気があるのです。非常にきれいです。

多分、田中先生のおっしゃられたお話もそういうこととかかわると思うのですが、良いきれいないいデザインであれば、それは金沢のまちを見据えて、いいデザインをしたらみんなが喜んでくれるのです。そこの問題だと思います。ですからバスは移動景観ですが、建物などを含めて、やはり都市が美しさから目をそむけたときは、都市は暴走するという非常にきちっとしたあれがあるのです。だから絶対に美しさについては、これは抽象的な概念ですが、みんなで何とか守るということかと思います。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。まだご発言なっていない方で、この辺で一言という方、いらっしゃいましたら。

（委員Ｆ）　先ほどの質問の関連ですが、それぞれの建物が新しくされるときに、セットバックしたところのみどりのデザインですとか、あるいは駐車場をお作りになって、その見え方を工夫されたとか。これはいちいち、全部、用水みちすじ部会にかかるのでしょうか。

（事務局）　基本的には、現状でもそうですが、景観条例の届出が毎年 400 件ぐらい来て

いる中で、基準に合致していないものについては、例えば建物部会などにお諮りするというスタイルを取っております。今回、この沿道景観形成区域が運用開始されましたら、届出でも基準に合致していないものについて、お諮りをするという考えです。

（委員Ｆ）　あらかじめスクリーニングしてくださるということですね。

（事務局）　そうです。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。一人だけ女性ということで、中村さん何か。

（中村委員）　沿道の事業者の方の理解を得るのは大変なことだとは思うのですが、その努力によって景観が守られるということで、今後も努力していかなければいけないことだと思います。

（澁谷会長）　ありがとうございました。

（瀬戸委員）　今、色や建物のこと、広告物などいろいろと話されていますが、こうやって西インター大通りと諸江において、当然ながら私どもの電気も関連するのですが、電柱がすごく立っています。それを無電柱化していくと、非常にすっきりしてスマートな道路ということで、見やすいし走りやすいと思っております。この西インター大通りにしても相当電柱が立っているわけですが、今、市の方で相当無電柱化を進めていると思います。これが西インターを広小路から西インター大通りまで、先ほど川上先生の方からも期間が１年とか２年とかと話されていましたが、そういうモデル地区に指定されているのでしたら、できるだけ早く無電柱化も進めていっていただければと思います。

　そういう中において、西インターから金沢に入って来る、これは車の問題もあるのですが、できるだけ本当はマイカーは入れたくないという話もいろいろと聞いております。でも冬でも何でもそうなのですが、県外から人が西インターから入って来て、街中に入って来る。冬などは特に、夜などは香林坊でイルミネーションをやっていますよね。そういうものをぱっとやっていけば、「あ、金沢に入って来るときには、非常にきれいなまちだな」と目で訴えるような作り方もされたらいいのではないかと思っています。

（澁谷会長）　ありがとうございました。ほかにご発言がないようでしたら、時間割は書いていないのですが、ほかにご意見、ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。そう原案には書いてありますが、採決することではないような気がします。一応、このあたりでお話を打ち切るということでよろしいでしょうか。沿道景観形成区域の指定については、原案のとおり答申するということで異議ございませんか。ご異議がないようですので、原案のとおり市長に答申することとしたいと思います。ありがとうございます。

次に景観まちづくりの新たな区域とルール（素案）について、事務局から説明をしてください。

（２）景観まちづくりの新たな区域とルール（素案）について

（事務局）　景観政策課の本光と申します。「景観まちづくりの新たな区域とルール（素案）について」ということでご説明いたします。お手元に、こちらのパンフレットとＡ３版で資料２と書かれた部分がありますが、そちらの資料を使ってご説明しまして、最後にスクリーンの方で補足説明をさせていただきたいと思います。

まずこちらのパンフレットをご覧ください。景観まちづくりの新たな区域とルールの素案についてということで、実は 11 月末から今月にかけて、地元説明会に入っております。その状況については、資料２の１枚めくっていただいたＡ３のページをご覧ください。こちらの方に 11 月の終わりから先週にかけて開催した地元説明会の開催日程表と様子の写真が幾つか出ております。基本的に景観条例の今ある指定地域、拡大等を行っておりますが、そういったところを中心に、街中を中心としまして、全部で 28 の地区、校下で地元説明会を終えました。合計約 600 名程度ご参加をいただきまして、このパンフレットをお配りして、ご説明しております。

この中身についてですが、基本的には各校下ですべて班回覧という形でお願いしておりますが、この素案の中身を少し補足説明します。まず、表紙の下のところに書いてありますように景観目標像ということで、風格と魅力を兼ね備えた美しい世界都市金沢ということを掲げ、その下に景観まちづくりの三つの目標を掲げて、この目標像を達成していきたいとご説明しました。

２～３ページをご覧ください。２ページに今回景観まちづくりの新たな区域指定となる、

拡大部分も含んだ地図が示してあります。紫色の斜線がかかっている部分が今回新たに区域として拡大する部分です。一つは街中、中心部につきましては旧城下町からの市街地、藩政期に描かれた絵図の中に描いているような範囲まで区域を拡大するということが第１点です。もう一つ、北陸自動車道から金沢港に伸びている細いピンク色のラインに、また紫色の斜線がかかっております。こちらも近代的都市景観創出区域として、都心軸の景観誘導を図るという意味で、金沢港まで区域を拡大するという大きな２点の変更点がありました。

いま一つ、この景観条例の指定区域というのは、２ページの下の方に書いてある、左側の枠の中で囲った伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域という３種類に大別されます。これまでは伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域という２本立ての考え方だったわけですが、以前この景観審議会におきましても、その二つの考え方で景観形成を進めてきた結果、いろいろと問題が生じてきているというご指摘もあり、伝統環境調和区域という新たな区域の考え方を持っております。

この３種類の区域に対しては、それぞれもう少し景観的な特性に応じた分類を行っておりまして、伝統環境保存区域でいうとＡ～Ｅの５種類があります。Ａが金沢城・兼六園を中心とした歴史文化象徴区域、Ｂが街中の市街地の大半を占める伝統的街並み区域、Ｃが犀川・浅野川を中心とする川筋景観区域、Ｄが旧北国街道や鶴来街道といった旧街道沿いの街並みが残っている区域、最後にＥが遠望風致区域と申しますが、山並みや斜面緑地を望むことができるような、市街地の背景としても重要な区域という５種類に大別しました。

また、近代的都市空間創出区域は、北陸自動車道から金沢港に伸びたということもありますが、冒頭の話にもあったように北陸新幹線がまた延伸してくるということもありまして、いろいろとこの都心軸の性格分けも行いました。大きくは３種類です。一つは北陸新幹線を降り立ちまして玄関口となる金沢駅周辺の区域Ａ。それから、街中に伸びてくる都心軸の部分と駅から金沢港に伸びる都心軸を１本の区域ととらえまして、都心軸区域Ｂ。さらには片町・竪町といった周辺の中心繁華街を商業業務区域のＣという３種類に大別しております。

最後に、新しく区域の考え方として導入した伝統環境調和区域につきましては、Ａは景趣調和区域という少し難しい言い方をしておりますが、これは金沢城周辺、もしくはこまちなみ保存区域や寺社風景保全区域など、景観上も歴史的な街並みが残っている、重要な区域に隣接するような幹線道路沿いは、景の趣までも含めて調和させていく重要な区域で

あるとしております。それ以外の旧市街地の街中区域の幹線道路で隣接する、背後にある伝統環境保存区域との調和を図っていくような必要がある、配慮すべき区域については、景観調和区域Ｂという形で大別して、区域指定を行っているというのが第１点です。

第２点は、２ページの図でうすい水色の方眼紙のようなマークで縁取られているラインがありますが、これは広域幹線景観形成重要区域と申しまして、北陸自動車道沿道と外環状道路の沿道を指しております。こちらの景観形成重要区域という考え方につきましては、石川県も新しい条例計画の中で、県全体として市や町をまたいで通過するような広域幹線道路についても、良好な景観形成を図っていくべきだろうという理念、考え方を打ち出しております。そういったものについて、金沢市としても積極的に連携を図ってやっていかなければいけないということで、このような区域を指定しております。

この広域幹線景観形成重要区域と申しますところは、その道路に面している建物、工作物すべてが対象となるというものではなくて、市街化区域内ですと 3,000 ㎡以上、市街化区域外、調整区域とかそういったところですと 1,500 ㎡以上の開発といったものを対象としていきたいということ。あとは中高層の建築物、背の高い建物などを対象とするということ。さらには建築面積が 500 ㎡を超えるようなものを対象としていきたいと考えております。

第３点に、市全域にかかってくるものですが、２ページの右下に「大規模な開発」と書かれておりますが、これは市全域にかかってきまして、今ご説明した範囲以外の市全域にかかる部分で、やはり市街化区域 3,000 ㎡以上とか、市街化調整区域 1,500 ㎡以上の開発、中高層の建築物という、ある一定規模以上の開発のものについては、景観のルールを設けて良好な景観を誘導していきたいという考え方です。

大きくは３本立てで、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域というのが１本。広域幹線景観形成重要区域というのが２本目。３本目には大規模な開発という形で、３本の考え方での区域指定、景観誘導の対象となるものと考えています。

３ページの下に家の絵が描いてありますが、実際そのルールと対象となるものにつきましては、この図に示してあるとおりで、建物の形態意匠や色彩、敷地内のみどり、屋外設備、垣、さく、建物の位置・配置等です。

４ページ、５ページに表があり、こちらに具体的な景観形成基準、いわゆるルールが書かれております。４ページ、５ページに書かれているルールは、先ほどお話した伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域という指定区域の中での、個別の

建物も含めた標準的なルールです。例えば表で少し見ていきますと、建築物ですと位置・配置というところで街並みとしての連続性に配慮し、できる限り壁面の位置をそろえる。それから町割・地割を生かした配置となるように配慮する。形態意匠でいきますと、街中の方ですと歴史的な街並み等と調和した勾配屋根を原則とする。また軒、庇を設置するといったことをうたっております。

色彩等でいきますと屋根の色彩は、やはり金沢の街中を中心として、金沢の黒瓦の家並みが特徴になっており、屋根の色彩は黒やグレー系を基本とする。これは郊外部の、例えば遠望風致区域という山手の方についてはまた別の基準になっておりまして、ほかの色も使えるようになっております。また、外壁の色彩については、金沢の伝統的な街並みの基調（地）となる色彩、木色（もくじき）を基調として茶、ベージュ、グレー系とするということをうたっております。また外壁に複数の色を使う場合、先ほどもアクセント色などいろいろありましたが、そういったものを使う場合には、お互いの色彩の明度、彩度、色相といったもののコントラストが大きくならないように配慮するということです。

この資料の中では具体的にまだ示しておりませんが、※印にありますように、望ましくない色彩（禁止色）と望ましい色彩（推奨色）を、具体的なマンセル値の中での範囲を定めて、この両方を含めて誘導を図っていきたいと考えております。

５ページは敷地利用等ということで、緑・用水等ということで既存の庭・樹木や緑地を極力保全するとか、郷土種の中高木を１本以上植栽するとか、また敷地内には前庭等の緑化空間を設けるとか、これは区域に応じて基準の運用の仕方は異なってきますが、そういったことが書いてあります。あとは駐車スペース、駐車場に関しての目隠し修景に関すること、外構附属物、自動販売機などについても、特に今、自動販売機というのは新しく加わったのですが、街並みと調和した色彩とするということもうたっております。

こういった基準につきましては、５ページの下の方に黄色の枠の中で囲んでありますが、建築物については低層建築物と中高層建築物に分けたルールということで考えております。また、地域の性格に応じて先ほどお話した伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域、それぞれで五つ、三つ、二つといった、全部で 10 区域の区域区分がありますが、それらの性格に応じて、この内容は標準的なルールとなっておりますが、若干アレンジして景観の特性に合ったルールとしているということです。

そのほか既存のこまちなみに関するもの、寺社風景に関するもの、斜面緑地に関するもの、そういった条例に基づく指定区域がありますが、そういった区域の性格を反映したき

め細かなルールも、これにプラスアルファで盛り込んだ形での表現を考えております。

次に、６～７ページをご覧ください。こちらの方にも同じようにルールを示しております。こちらは何かといいますと、先ほどお話した中で、２点目と３点目という形でご説明しました広域幹線の沿道に関する重要区域、それから大規模な開発ということで、市全域での一定規模以上の開発に対する景観のルールです。先ほどの４～５ページとは若干違ったルールの内容という形で、こういったルールを実際に進めていきたいということです。

先ほどお話しましたように、こういったパンフレットを地元説明会でご説明しました。その結果、幾つかご意見が出てきました。その結果について、Ａ３版の裏ページに「２．地元説明会における主な意見と回答」を抜粋して整理しています。例えば基準内容、制度の運用についてということで、今ほどのルールの中でいうと基準の内容・項目について、地元からいろいろとご意見を頂戴しました。基本的にはどちらかというと、厳し過ぎるという意見はほとんどありません。逆に、むしろ厳しくした方がいいのではないかという意見の方が、多かったように認識しております。

基準の内容、項目といったところでいきますと、例えば緑化については、中高木を１本植えるとか、そういったものではなくて、緑化率、緑比率とか、推奨する樹種とか、そういったものも具体的に示したらどうだとか。色彩についてはもう少し内容を具体的に示すべきである。駐車場についてはどのように誘導するのか。景観誘導を行うのか。目隠し修景というような基準も盛り込んでおりますが、防犯との兼ね合いとか、狭小地での駐車場に対してはどのように誘導するのかといった、具体的なご意見も頂戴しました。そのほか、他の規制との調整、整合についてということで、金沢市では景観に基づくルールだけではなくて、地区計画やまちづくり協定といった都市計画的な手法に基づくルールもあります。そういったものとの兼ね合いはどうなるのかということもご指摘がありました。

基本的にはこちらにつきましては、今回新たに作る景観のルールというのは、地区計画、まちづくり協定と食い違いが生じないように、調整を図っております。それよりも具体的な基準が出てくる場合は、地区計画、まちづくり協定、これはその地区オリジナルのルールですので、上乗せという形で地区計画、まちづくり協定を踏まえた内容で守っていただく。逆に、地区計画やまちづくり協定に示されていないような横出しのルールがある場合には、景観のルールも含めて配慮していただきたいということで、運用していきたいとご説明させていただきました。

次に基盤整備についてということですが、ここで最も印象的だったのが、無電柱化につ

いてです。今回、地元に入った地区、校下の中で、半分近くの地元説明会で無電柱化をもっと推進すべきという意見が出てまいりました。市民の方々も新聞とかをご覧になっていて、十分その効果を認識されているようで、無電柱化をやはり街中を中心としまして、より積極的に進めるべきだという意見が、かなり聞かれたということです。そのほか、こちらの資料に示しているような主な意見等がありました。

では、ルールについてスクリーンで補足説明をさせていただきたいと思います。景観まちづくりの新たな景観形成基準のルールについてということで、基本方針ですが、新たな基準の考え方ということです。これまでの主な課題でいきますと、区域ごとの基準の違いが不明確、類似した基準があったり、漠然とした表現内容の基準があったりということもありました。また一方で建築物に対しては、一つの基準しか持っておらず、低層建築物であっても中高層の建築物であっても、同じ基準を運用しておりました。また、もう一つ近年のさまざまな新築の建築物や外構付属物の動向を受けて、より景観的に配慮しなければいけないという問題点も見つかっておりました。それに対する対応ということで、地域の景観特性をより反映した基準とすること、それから具体的な表現内容の基準とする、低層建築物と中高層建築物を区別した基準とすること。あとは新たな基準の対象項目を増やすといったことを進めてまいります。

これが従来の景観形成基準のルールの事例です。例えば色彩でいいますと、街並みと調和した色彩とするということで、具体的な色相であるとか、そういったものもあまり示されていなくて、分かりにくいという指摘も窓口で受けていました。いろいろ問題があったのですが、一つ先ほどお話したように、建築物等とひとくくりにしていた基準に対しては、低層建築物と中高層建築物ということで、高さ 10 m、15 mあたりでの区切りで、個別の基準を設けております。それから、基準の対象となる項目については、これまでは左側の、水色の枠の中で示すものだったのですが、今回は右側の赤字の部分を新たに追加して、より充実させた基準の内容としております。

先ほどお話したルール以外にも、景観と時間や暮らしとのかかわりを重視したいということで、これはこれまでの景観審議会の中でもお話ししていた視点です。特に生活や生業に根ざした景観形成の視点ということで、今後進めていく文化的景観の話や、この景観審議会でもご指摘がありましたが、歴史的重層性や歴史的な土地利用履歴を反映した景観形成を図るべきであるということで、そういったものに対する気配り、配慮も含めて、歴史都市金沢にふさわしい景観形成を図っていきたいと考えております。

そういったものについては、先ほどのルールとは別に、努力していただきたい内容ということで、別途こういう項目で整理しております。まず時間に関する内容でいきますと、経年変化、時間の変化とともに味わい、趣が感じられる素材をできる限り採用すること。また先ほども植栽で沿道景観のところでもご指摘がありましたが、四季の変化が感じられる花が美しい木、紅葉が美しい樹木をできる限り植栽すること。それから、日中だけでなく夜間も魅力や趣が感じられる景観を形成すること。こういったことも基準、ルールにプラスアルファして、項目として掲げております。

次に、暮らしに関する事項では、区域特有の町割、地割に根ざした建築物の配置をうたっております。これはやはり金沢の藩政期から残る町割・地割に合った建物というものがあります。金沢町家と呼ばれるようなものですが、例えば間口が狭いところで奥行きが長い敷地で、道路のぎりぎりまで建っているような建物を、建て替える際に建物がずっと後ろに下がって、前面の部分に駐車スペースを取ってしまって、街並みがそろわなくなってくるということがあります。

これは単に景観的な側面だけではなくて、裏の方に庭を持って来ることによって、隣近所でいうと敷地の裏手の方は、日照や風通しなどについて良好な住環境が保たれている。そういったものにも気配りをした形で、建て替える際には配置するようにお願いしたいということをうたっております。あとは、金沢特有の景観資産でもあります斜面緑地、用水といったものも積極的に修景に生かしていただくということ。あとは、五感で感じられるような魅力ある景観づくりもうたっております。

３番目は、暮らしの中でも少し重要な部分として、維持管理に関してもお願いをしていきたいと思っております。敷地内の建物、工作物、看板、緑化されたようなスペース、これをできたまま放置しておきますと、だんだん荒れてきまして、景観上も見苦しい景観になってしまうということで、やはり適切に維持管理をしていただいて、地域としても誇りを持てるような景観を維持していただく、確保していただくということをお願いしていきたいと考えております。こういった内容について、先ほどのルールとは別に、新たなものとして付け加えて運用していきたいと考えております。

景観形成基準の運用の仕方についてですが、少し補足説明をさせていただきます。これまでの景観形成基準は伝統環境保存区域、これは 36 区域に細かく区切られていました。それから近代的都市景観創出区域、13 区域に区切られていました。この併せて 49 の区域ごとに景観形成基準があったわけですが、先ほどもお話しましたように、類似した基準とな

っておりまして、区域ごとの違いが不明確である。また基準が多く分かりにくいといったところがありました。

これに対して今回新たに設定する基準は、先ほどもパンフレットにある地図でご説明しましたが、伝統環境保存区域では、五つの区域。近代的都市景観創出区域では三つの区域。伝統環境調和区域では二つの区域。計 10 区域の基準として、統合・整理した形になっております。ただ、そういった中で、これまで 49 あった区域を 10 の区域に集約してしまうと、その地域、地区ごとの場所性に応じた景観形成が、図られないのではないかということに対して、あえて基準ではなくて地区ごとの景観形成方針、景観特性といったものを掲げております。その数としては伝統環境保存区域で 68 の地区、近代的都市景観創出区域では 13 の地区、伝統環境調和区域では 13 の地区、合計 94 地区で地区ごとの景観形成方針と景観特性について取りまとめてきました。

景観特性と一言で言っていますが、この中身は当初の金沢市の景観マスタープランの中でうたっております、景観体験（その地区で体験されるような景観）、それから景観文脈（コンテクスト）といった表現を踏まえて、こういった地区については内容を示しております。

そういうものを窓口で、基準だけではなくこういうものもセットとして事業者の方々、市民の方にお示しすることによって、まずは地区ごとの場所性というものを意識していただいた上で、上にある 10 区域の景観形成基準を読み解いて、良好な景観形成創出に努めていただきたいとお願いしていきたいと考えております。まずはルール以前の話を、場所性といったところを、しっかりと 94 の地区にかみくだいて、それを提示した上で、窓口でも説明していきたいと考えています。

以上がルールの話ですが、最後に今後のスケジュールについて、お手元の資料でご説明したいと思います。Ａ３の資料に戻っていただきまして、こちらの 12 月のところを見ていただくと、中ほどに 12 月 25 日、今回の景観審議会が書いてあります。地元説明会、およそ 30 カ所終わりました。来月１月からは今度は景観計画案という形で、地元説明会の意見を反映した形で、案として生まれかわりまして、今度は事業者説明会、来月 19 日ですが事業者に対する説明会と、１月 20 日からインターネットのホームページ上でパブリックコメントを行う。一方で郊外部を中心としたブロックを中心として、また地元説明会を併せて開催して、さらに意見を反映させていきたいと考えております。

そのほか条例関係ですが、併せて今作業を進めておりまして、今月 12 月は一番上の段に

なりますが、文書法制課との打ち合わせということで、市の内部の方で調整を図っているところです。２月にもう１度景観審議会であるとか、屋外広告物の審議会などを開きまして、そこで最終決定されたものを市長に答申して、条例の改正案を３月議会へと上げていくという流れで考えております。

もう一つこれは宣伝にもなるのですが、１番下の欄の「その他」というところで、来月１月 24 日に金沢の景観を考える市民会議というものがあります。こちらの方で広く市民、事業者の方々にも参加いただきながら、今回の景観計画の案をご説明させていただいて、これからの協働により景観まちづくりをいかに進めるべきかという議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。

（澁谷会長）　ありがとうございました。それでは今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どなたからでもどうぞ。

（委員Ｇ）　これは残っていて非常にいいと思うのですが、場所性を意識した景観形成ということで、今までは 10 の区域に分けて、それぞれの対応といいますか、どのように形成基準を考えていったらいいかということをやっていたわけですが、全部で 49 だったものが、これから新たなものは 94 地区ということで、地区を非常に増やしたということは非常にいいことではないかと思います。

私は京都の景観形成基準を作る際にかかわったのですが、時間が限られていたこともあって、この辺のところをあまり詰めなかったのです。それで、上の方に既に決められている区域を下敷きにして、それで審議会等で私も意見を述べたのですが、向こう三軒両隣から景観というのは出発しなければいけないと主張しました。向こう三軒両隣の景観が、人々が体験する景観なので、やはりそこの特性をとらまえながら、そこで基準を考えていくというふうな主張をしました。

それで京都市もいろいろ細分化したのですが、もう既に上の枠が決まっていて、その中を細分化しているのです。ですから非常に大きな区域割りになって、その中で基準ができていますから、非常に画一的というか、その地域の特性をあまり考慮していないものができているというところがあります。ということで今、少しトラブっているところもあるわけです。そういう意味で、金沢では 94 地区というのが多いか少ないかは分かりませんが、

私は向こう三軒両隣といえばもっとすごい数になると思いますが、そういう中から絞り込んできて、こういう地区になったのではないかと思います。

やはり基本はそういう日常に人々が生活している環境の中でどうしていくのかというのを、通りごとに向こう三軒ぐらいの範囲で考えていくというのが、基本ではないかと思うのです。その方が地域の人にとっても分かりやすいし、どうしようかと考える気にもなる。大きなゾーンから「ここはこうですよ」と決められて、抽象的な基準がいろいろ、庇がどうのとか高さがどうのと出てくると、ぴんとこないというところがあるわけです。そういう意味で、できるだけ細かく分けてやっていかれるように、ぜひ進めていただきたいと思いますし、94 地区というものがどういう意味を持っているのか、分かりやすく市民の方に説明して、こういう根拠で、こういうくくりでやっていくということで、基本は向こう三軒両隣だという形でぜひ進めていただきたいと思います。

現実には、向こう三軒両隣ごとに基準ができると大変なことになるわけで、だけれども同じようなところがありますから、それをならしていけば大体これぐらいになるのではないかというのが理想ではないかと思います。最初に上から決めていって、94 というのはまずいので、下から積み上げていって、94 ぐらいにまとまるのではないかというぐらいの細分化で、大体全体の金沢の景観の特性というか、それが抑えられるのではないかという考え方であればいいのではないかと思います。

それからここの中に景観資産というのがあって、その資産をいかに守って、将来に継承していくかというのが、景観法の基本ですので、この 94 地区ごとの景観資産は何なのかということは、多分、今特定をやっていると思うのです。それを皆さんがどうしますかと。それを守って将来に継承していくためには、こういうコントロールが必要になってくるので、皆さんにご協力をお願いしますという、多分そういうシステムでいくのではないかと思います。ですからこの 94 が、そういう景観特性とうまくつながっているつながりを、分かりやすく説明していただければいいのではないかと思います。

（事務局）　今、ご指摘があったところで、この 94 の地区についての説明が不足しておりましたが、パンフレットの最後に区域詳細図がありまして、これは皆さんのお手元には長町地区ということで、街中を中心とした地図があります。これはいろいろ色分けはしてあるのですが、この中に赤い細い線で区切られた区域割になっているかと思います。これが 94 の地区割のラインになってきます。

このラインを設定するに当たっては、今年７月から８月で、うちの市職員で街中とかひととおり全部回りまして、基本的には地形の変化や景観特性といったことを含めて、それとあとは地域ごとのコミュニティといいますか、校下や旧校下という単位、それから旧町名が残っているような、昔の本当の旧町名の地図がありますが、そういったところも踏まえて、おおむねこういうところで地区ごとのラインが引けるのではないか。これは計画部会でも屋敷委員からご指摘がありまして、金沢の景観は大分新しく変わってきているけれども、旧町名にやはり応じた形で、景観のそれぞれの名残といいますか、違いがありますよというご指摘を受けまして、そういったものを踏まえて、こういう 94 の地区に区切ったということです。一応補足です。

（委員Ｈ）　同じことを言おうと思っていました。この間、幼稚園や保育園を調べていましたら、100 箇所あるのです。そうすると今お話の旧町名で大体子どもは通っていますから、100 ある。94 で大体それが、今、屋敷先生のお話があったみたいに。だからもう一つイメージの話で、これから先々の話をすると、旧町名をもっと復活します、この景観特性と重なるイメージが非常に具体的になってきます。だから１回旧町名をつぶしましたが、できるだけ復活していくと、景観と自分の住んでいるところがつきものになってくるという話が、この次の段階でありうるのではないかという感じはします。

（委員Ｉ）　確認と要望をお願いしたいと思います。この景観まちづくりというのは、今、景観法に基づく景観条例を変えて、そこの景観計画になるわけですね。景観法に基づく景観計画というような位置づけになっていくわけですね。そうしますと、今、県のパンフレットを配らせていただいたのですが、左側にいろいろフローを書いてあります。県の方でも来週ですね、１月１日から条例を施行させていただきます。

市でいうと来年の 10 月１日施行ということで進められる予定だと思いますが、ここの左のフローのところで、真ん中に条例の制定、青いものがありますが、それに基づいてトータルで見るために県総合計画を作らせていただきました。その下に景観計画と緑色がありますが、金沢市の場合は景観行政団体ということで、市の景観計画に基づいて行う。それ以外は左側に県が今、来週施行するものになるわけです。それ以外に眺望計画というのは、金沢市の方ではなくて、白山眺望がらみで小松や加賀市になりますが、これも県独自の計画になります。

従って、先ほどの話、幹線道路などの区域の決め方と、そこの制限についてですが、開いて右側のところに区域図があります。真ん中に金沢エリアとありますが、県の方としてはやはり広域的・連続的な景観づくりということで、特に金沢の中でも市・町にまたがるというか、区域を越えたような外環状道路であるとか、あるいは都心軸のところについて、重要なエリアであると位置づけさせていただいております。

もう１回めくっていただいて、右側の方に建築物の基準とかがあります。先ほどのご説明のところですが、市で低層や高層など、10 m、15 mの話、それと 3,000 ㎡、1,500 ㎡というのがありますね。パンフレットです。そういう基準でこれまでずっとやられていた経緯があります。これを今、県の事例でいいますと、ここの届出の必要な行為というのは、例えば景観区域、普通であれば 1,000 ㎡以上の 13 mを超えたものとか、あるいは重要地域であれば 500 ㎡、特別地域だったら 200 ㎡の 10 mというふうに、全県下、届出の対象。これは駄目というのではなくて、こういう高い、大きい建物については、景観に配慮してくださいという基準を決めさせていただいたのです。

これについて金沢市では、建物も工作物も屋外広告物も、市独自でずっとやられていますので、できるだけその整合を取りたいのです。確かにそれぞれやってきた経緯があって、これはなかなかぴったり一致はしませんが、せめてその趣旨といいますか同じベクトルが向いたところに行きましょうというようなところで、調整させていただいている状況です。これについてまちづくりとか土地利用などのからみという観点から 1,500 ㎡、3,000 ㎡というところがありますので、その辺はある程度、やむを得ないところもあるかと思っております。これについても詳細についてはまた県と市の方で、県民・市民に混乱がないようにしたいと思いますので、調整させていただければと思っています。よろしくお願いします。

（澁谷会長）　それでは大体、ご意見も出つくしたようですので、ただ今の報告につきましては、了承したということで、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

最後に屋外広告物条例改正の骨子について、事務局からご説明ください。

（３）屋外広告物条例改正の骨子について

（事務局）　景観政策課の次郎間です。私からは、金沢市屋外広告物条例改正の骨子につきまして、ご説明させていただきます。資料としては、お手元の資料３を使わせていただ

きますので、よろしくお願いいたします。

屋外広告物条例については、条例に規定する金沢市屋外広告物審議会という審議会がありまして、11 月 12 日にそちらの審議会でご審議いただいた条例改正の骨子案について、屋外広告物が景観を形成する重要な要素の一つですので、こちらの都市景観審議会に報告させていただくものです。

「パブリックコメント資料」と書いてある資料の１ページをご覧ください。今回の屋外広告物条例改正の趣旨と目的につきましては、先ほどの景観まちづくりでご報告させていただきましたとおり、平成 26 年度の北陸新幹線開業、それから本市が目指す歴史を大切にしたまちづくりを今後も進めていきたいということが挙げられております。ただし、屋外広告物につきましては、単に行政だけが取り組むのではなくて、市民や事業者のご協力を得ながら、金沢らしい広告景観の形成を推進してまいりたいと考えております。

現状の問題点と課題をこちらのページに書いております。平成５年に石川県から屋外広告物の許可事務の事務移管を受けまして、市独自の屋外広告物審査会制度を設け、個別の屋外広告物、看板の意匠、色彩の誘導スタートしたのが平成５年です。平成８年には中核市に移行することに伴い、市の独自条例を施行しております。その際、地域の特性に応じた規制を設けて、広告景観の誘導をスタートさせたというところです。今回平成 21 年度の条例改正を目指しているわけですが、現状の問題点と課題がやはりあります。そちらの方を解決する施策を今後、展開してまいりたいと思っております。

現状の問題点と課題とは何かということですが、下の方に幾つか写真を載せております。周辺環境、地球環境への配慮、過剰な大きさ、高さ、照明を用いた広告物への規制が必要ではないかということ。それから主要幹線、交差点に乱立する野立て広告への対応。あるいは建物の窓面全体に貼られたシール広告への対応。こういった現状でも金沢の広告として、やはり、いかがかなと思うものがあるのも事実です。こういったものをどうしていくかというところを、先ほど申しました屋外広告物審議会で審議いただいたところです。

２ページをご覧ください。今回の条例改正に当たりましては、次の三つを基本方針として、これに基づく施策を相互に作用することで、金沢らしい広告景観の形成を推進してまいりたいと思っております。１番目に景観や環境に配慮する基準、規制の見直しです。右側に、その具体的な項目を①から⑨まで挙げております。①屋上広告を原則禁止とすること、②野立広告、第三者広告の基準（規制）を強化すること等々を書いております。

画面を使いまして、具体的な考えをご説明させていただきたいと思います。まず①屋上

広告物を原則禁止とするということですが、こちらの方は建物の上部に取り付けた屋上広告について、市内に結構たくさんあるのですが、今後新たな設置は認めないという方向で考えております。

次に、④独立広告物の基準（規制）の強化ですが、こちらは金沢市南部、郊外部の主要幹線沿いです。幾つか店舗があり、独立の看板があるのですが、いずれも高さがそろっておりません。実はこちらの方の独立広告物は高さが 13 mあります。これをこういったラインでそろえていくことができないかと考えているところです。

こちらは８号線沿いに乱立する野立看板です。野立看板というのは、そこに店舗や事業所がないわけですが、こういった土地の一角を、土地の所有者の方の了解を得て借りまして、誘導目的や宣伝目的で出す看板のことを野立看板といっております。こういったものが乱立することで、金沢の広告景観を阻害しているのではないかということで、何とか大きさ、高さ、それから面積を制限、規制を設けまして、新たな基準での整理ができないかと考えております。

こちらは中古車販売店です。これは一見すると独立広告、地面から立っている独立広告に見えるのですが、こちらは建築基準法では建物として確認申請を取っていて、高さ 11 m まで建物です。その上に４mの屋上広告物を付けるということで、高さ全体は 15 mあります。金沢市が一生懸命皆さんのご協力を得ながら、高さ 10 mの独立広告の基準を設けながらも、こういったはりぼての建築物を設けることで、一見すると 15 mの独立看板に見えるものがある。こういったものに対する規制のあり方を考えていきたいと思っております。これは高さが 15 mあるのですが、この横幅は１mしかないのです。結局、中はずん胴でそのまま立ち上げてある。こういった建築物、広告物の掲出を主たる目的とする建築物に対する規制のあり方も考えてまいりたいと思っております。

こちらは駅の近くのビルです。消費者金融の店舗が入居しているのですが、見ていただくと建物の窓面に、ほとんどがシール広告で覆われているようなところ、こういったものに対する規制のあり方ということで、具体的には京都市が設けている屋内シール広告の基準というのがありまして、１階については 50 %まで、２階以上については窓面積の開口部の 30 %までというような形の規制を既に置かれております。そういったものを参考にしながら、金沢市でも屋内シールに対する規制を検討していきたいと考えています。

次に「Ⅱ．優良なデザインの推奨と蓄積」というところです。先ほどは景観や環境に配慮する基準、規制の見直しということで、どちらかといえばこれまであった基準を少しサ

イズダウンしたり、少し内容を厳しくしたりするというものでしたが、次の考え方は金沢らしい優良なデザイン、文化的付加価値を持つようなものをどんどん増やしていきたい。それから、そういったものを推奨していきたいという施策です。①歴史・伝統的広告物を新設することということで、こちらは老舗のお店であります木製の看板、のれん、そういったものを、これはいいものだというジャンルを設けて登録していく制度です。

それから、優良広告物という制度を設けまして、これは新しいものでも良いデザイン、良い素材を使って、「これはいいな」と言っていただけるようなものを奨励する施策を考えております。具体的には広告物の許可期間を、これまでの３年から６年に延長することで、実質的な許可手数料の負担が半分になるようなインセンティブを設けられないかと考えております。

次に「Ⅲ．違反広告物に対する指導の強化」です。先ほど景観法に基づく景観条例というお話もありました。この景観条例では、指導、勧告に従わないものについての、氏名公表制度を導入する予定です。屋外広告物条例についても、同様に指導・勧告に従わない悪質な広告主、あるいは屋外広告業者に対する氏名公表をぜひ導入していきたいと考えております。また、悪質な屋外広告業者に対する指導等の基準ということで、実はこれまでも営業停止や登録の取消しといった具体的な罰則のようなものがあったのですが、どういった事例に対して、どういった指導を行うかという具体的な措置基準を設けていきたいと考えております。

今回、条例改正を予定させていただいておりますが、それに伴って、やはり事業者の方にご負担をおかけするようなことも出てまいろうかと思います。当然、そういった事業者の方々の説明等も十分やっていきたいと思っていますが、現行の屋外広告物条例を改正することで、経過措置期間を７年間設けまして、この間に新しい基準に徐々に移行していただくということで、具体的な経過措置期間を７年間という期間を設けて、取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきましては、先ほど景観まちづくりの方でご説明したとおり、来春３月に条例改正し、来年の秋からの施行ということで、景観条例と歩調を合わせながら、市民の方や事業者の方に十分な説明をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

お手元にパブリックコメントの資料をお渡ししましたが、実は昨日 12 月 24 日水曜日までが締め切りとなっておりまして、12 件のパブリックコメント、ご意見をいただいており

ます。それから屋外広告業協同組合と石川県屋外広告士会から、今回の条例改正についての、貴重なご意見、ご提案をいただいておりますので、こういったものを十分検討しながら、今後の条例改正に加味していきたいと考えております。以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。何かご発言はありますか。

（小作委員）　今ほども次郎間さんの方からお話がありましたように、われわれ組合と士会の方で、実は検討委員会ということでご了解を得まして、昨日までにわれわれいろいろ検討した結果のものを提出させてもらっていますので、そのお答えを頂ければと思っております。昨日、差し上げたと思いますが。

（事務局）　はい、頂いております。ありがとうございます。

（澁谷会長）　それでは予定の時間もきておりますので、今の問題についてご関心のある向きは、ぜひ事務局の方に連絡をしていただきまして、新しい情報を取るなり、ご意見を賜るなり、お願いをしたいと思います。一応、今日はこの時点で会議としては終わりたいと考えております。事務局、いいですか。

（野口課長）　澁谷会長、どうもありがとうございました。委員の皆さま方には、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。より一層の本市の景観向上を目指して、事務局も頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。本日の審議会はこれにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

（澁谷会長）　お疲れさまでした。ご苦労さまでした。